



・令和5年8月31日までに迎えた直近の決算日から直前の2年間の実績を記入する。  
 ・金額は消費税抜き(非課税業者は契約額)とし、千円未満は切り捨てて記入する。

08 ~ 12 (千円未満を切り捨て)

入札参加資格を申請する業種に、◎を記入する。  
 ※直前2年間に実績の無い業種は申請不可  
 ※記入漏れに注意

① 入業 地質	格分	② 申請業種 (「◎」で表示)	③ 直前2年度分決算		④ 直前1年度分決算		⑤ 直前2か年間の 年間平均実績高 (千円)
			年 月から 年 月まで (千円)	3年 7月から 4年 6月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	4年 7月から 5年 6月まで (千円)	
地質	務	◎		20,000		30,000	25,000
測量	量	◎		40,000		25,000	32,500
建築関係建設コンサルタント業務							
補償関係コンサルタント業務							
土木関係建設コンサルタント業務		◎		250,000		300,000	275,000
その他		-		1,200		600	900
合計		-		311,200		355,600	333,400

16 自己資本額  
(純資産額) 123,456 千円

16 営業年数 30 年

16 常勤職員数  
(実数) 60 人

令和5年8月31日までに迎えた直近の決算の純資産合計を記入する。  
(千円未満は切り捨て)

令和5年8月31日までに迎えた直近の決算日までの年数を記入する。(1年に満たない月数は切り捨て。)

「その他」の欄には、「①入札参加資格業種区分」のうち、申請を行わない業種の実績を記入する。  
(この例の場合は、「建築関係コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」の実績を記入する。)

【記載要領】

08 ~ 12 「測量等実績高(消費税抜き)」は、令和5年8月31日までに迎えた直近の決算日から直前2年間の実績を記載すること。(千円未満切り捨て。)

- ア 「②申請業種」は、入札参加資格申請をする業種に◎を記載すること。(直前2年間に実績の無い業種は申請不可)
- イ 「その他」は、入札参加資格業種区分に記載している業種のうち、申請を行わない業種の実績高を記載すること。

16 「自己資本額」は、令和5年8月31日までに迎えた直近の決算により記載すること。(千円未満切り捨て。)

- ア 貸借対照表の「純資産合計」の額を記載すること。
- イ 個人で青色申告の方は、貸借対照表の「(事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額)-事業主貸」の額を記載すること。
- ウ 個人で白色申告の方は、確定申告書の控えから確認できないため、自己資本額は「0」と記載すること。
- エ 組合にあっては、組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載すること。

16 「営業年数」は、令和5年8月31日までに迎えた直近の決算日までの年数を記載する。(1年未満の月数は切り捨て。)

16 「常勤職員数」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者(申請者が法人の場合は常勤役員を、個人の場合は事業主を含む)をいい、パートタイム労働者等を含めないものとし、令和5年8月31日時点での雇用状況をもとに記載すること。

役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者(申請者が法人の場合は常勤役員を、個人の場合は事業主を含む)をいい、パートタイム労働者等を含めないものとし、令和5年8月31日時点での雇用状況をもとに記載すること。

※ 経常共同企業体で申請する者は、「測量等実績高」, 「自己資本額」, 「役員報酬」, 「給与手当」及び「常勤職員数」は各構成員の合計を、「営業年数」は代表者に係る年数をそれぞれ記載すること。

- ・一人で複数の資格を有している場合は重複して記入するが、同一種類である「1級, 2級」の資格を有している場合は上位の資格の欄のみに記入する。
- ・一級建築士で構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の資格を有している場合は「01一級建築士」の欄には記入せず、「34構造設計一級建築士」欄又は「35設備設計一級建築士」欄に記入する。また、両方とも有している場合は「34構造設計一級建築士」欄及び「35設備設計一級建築士」欄に重複して記入すること。
- ・「19公共用地経験者」欄は、官公庁に勤務し、公共用地取得業務に従事した経験のある者で、その実務経験が10年以上の者を記入する。

令和5年8月31日時点の雇用状況をもとに記入

13 ~ 14 技術職員及び事務職員の数（人数を記載）

01一級建築士	02二級建築士	03一級土木 施工管理技士	04二級土木 施工管理技士	05測量士	06環境計量士	07不動産 鑑定士	08土地家屋 調査士	09技術士	10第一種電気 主任技術者	11伝送交換 主任技術者	12線路主任 技術者	13RCCM	14一級さく井 技能士
2	3	10	4	8		1	1	21				8	2
15地すべり 防止工事士	16地質情報 管理士	17地質調査 技士	18補償業務 管理士	19公共用地 経験者	20コンクリート 診断士	21コンクリート 構造診断士	22土木学会認定 土木技術者 (二級除く)	23農業土木 技術管理士	24畑地かんが い技士	25土地改良専 門技術者	26土地改良補 償業務管理者	27建築基準適 合判定資格者	28建築積算士 (建築積算資格者)
1							1					1	1
29建築設備士	30一級電気工 事施工管理 技士	31二級電気工 事施工管理 技士	32一級管工事 施工管理技士	33二級管工事 施工管理技士	34構造設計 一級建築士	35設備設計 一級建築士	36農業水利施 設機能総合 診断士	01~36の計	37左記以外の 技術者	38事務職員	合計		
1	1		1					67	5	7	79		

15 技術士及びRCCMの内訳（人数を記載）

	01河川砂防 海岸海洋	02港湾・空港	03電力土木	04道路	05上水道・ 工業用水	06下水道	07農業土木	08森林土木	09造園	10都市・地方 計画	11地質
技術士				4	7	6					
RCCM				2	3	2					
	12土質・基礎	13鋼構造コン クリート	14トンネル	15施工計画 施工設備積算	16建設環境	17機械 (部門)	18水産土木	19電気電子 (部門)	20総合技術 監	合計	
技術士						1		3		21	
RCCM						1				8	

技術士の数的一致すること

RCCMの数的一致すること

16常勤職員数(実数)と同数かそれ以上となる。

【記載要領】

「13~14 技術職員及び事務職員の数」及び「15 技術士及びRCCMの内訳」については、令和5年8月31日時点での雇用状況をもとに記載すること。

※ 経常共同企業体で申請する者は、各構成員の合計を記載すること。

「13~14 技術職員及び事務職員の数」の「09技術士」及び「13RCCM」は、「15 技術士及びRCCMの内訳」のそれぞれの合計と一致すること。

様式②

様式①の2頁「08～12 測量等実績高」の◎を付した入札参加資格業種区別に作成する。

## 測 量 等 実 績 調 書

(入札参加資格業種区分) 土木関係建設コンサルタント業務

税込み。千円未満切り捨

業種細目番号	注 文 者	元請又は下請の別	件 名	業務履行場所のある都道府県名	請負代金の額 (千円)	着 工 年 月 完 成 年 月
06	〇〇〇市	元請	〇〇浄水場基本設計業務	鹿児島県	15,000	3 年 9 月 4 年 2 月
07, 20	〇〇〇水道局	元請	〇〇流域下水道終末処理場〇〇施設実施設計業務委託	鹿児島県	20,000	4 年 7 月 5 年 3 月
14	〇〇〇市	元請	〇〇〇川流域浄化センター2工区実施設計業務委託	鹿児島県	10,000	3 年 10 月 4 年 3 月
						年 月 年 月
						年 月 年 月
						年 月 年 月
						年 月 年 月
						年 月 年 月
						年 月 年 月
						年 月 年 月
						年 月 年 月

直前2年分の決算期内の完成業務について記入する。

・ 地質調査業務(入札参加資格を申請する場合のみ)及び電算入力票の項番「09」～「12」の「入札参加を申請する業種細目」で◎を付した全ての業種細目について、それぞれ金額の一番大きいもの1件を記載する。

・ 「業種細目番号」は、電算入力票の項番「09」～「12」の「入札参加を申請する業種細目」の番号を記入する。  
 なお、地質調査業務は業種細目が無いので空欄とする。  
 ・ 請負金額の一番大きい業務が複数の業務細目にまたがっている場合は、業種細目番号をまとめて記入してもよい。

【記載要領】

- ・ 本表は、入札参加資格業種区分別(様式①の2頁の「08～12 測量等実績高」の◎を付した入札参加資格業種区分別)に作成すること。
- ・ 令和5年8月31日までに迎えた直前2年分の決算期内の完成業務について、電算入力票の項番「09」～「12」の「入札参加を申請する業種細目」で◎を付した全ての業種細目について、それぞれ金額の一番大きいもの1件を記載すること。  
 地質調査業務については、業種細目が無いため業種細目番号は空欄にして作成すること。
- ・ 「請負代金の額」は、消費税込みの金額を記載すること。(千円未満切り捨て。)

## <①本店を契約締結営業所とする場合の記載例>

様式④（県外業者用）

「○」をつける。

契約締結営業所及び鹿児島県内の営業所に関する届

記載前に必ず記載要領を御覧ください。

鹿児島県と契約を締結する営業所

本店

本店以外の鹿児島県外の営業所

鹿児島県内の営業所

→ 以下の【表1】を記載

→ 以下の【表1】を記載

（鹿児島県との契約締結は行わないが、鹿児島県内に営業所がある場合は【表2】も併せて記入

鹿児島県と契約締結は行わないが、鹿児島県内に営業所がある場合のみ記載する。

04 ~ 05（電算入力票の項番）

【表1】 鹿児島県との契約締結営業所

(1) 名 称	
(2) 代 表 者 名	
(3) 電 話 番 号	— —
(4) 郵 便 番 号	記載しない。
(5) 所 在 地	
① 都 道 府 県 名	
② 区(市)郡・町村名	
③ 下位住所(②以外)	

06 ~ 07（電算入力票の項番）

【表2】 鹿児島県内の営業所

(1) 名 称	(株)桜島コンサルタント 鹿児島営業所
(2) 代 表 者 名	鹿児島 太郎
(3) 電 話 番 号	099 — 223 — 0161
(4) 郵 便 番 号	892 — 8520
(5) 所 在 地	
① 都 道 府 県 名	鹿児島県
② 区(市)郡・町村名	鹿児島市
③ 下位住所(②以外)	小川町3-56

記載要領

- 1 鹿児島県と契約を締結する営業所  
該当する欄の [ ] にいずれか1つ○印を付けて下さい。
- 2 【表1】 鹿児島県との契約締結営業所  
(1) 鹿児島県との契約締結営業所について記載してください。  
(本店で契約締結する場合は、記載不要です。)  
(2) 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表1に鹿児島県内の営業所の状況を記載してください。  
(〔注意〕この場合は、「【表2】 鹿児島県内の営業所」には記載しないでください。)
- 3 【表2】 鹿児島県内の営業所  
(1) 鹿児島県内の営業所について記載してください。  
(2) 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表2には記載しないで下さい。  
(この場合の鹿児島県内の営業所は、「【表1】 鹿児島県との契約締結営業所」に記載してください。)  
(3) 本店を契約締結営業所とした場合でも、鹿児島県内に営業所を有している場合は記載してください。

## <②本店以外の県外営業所を契約締結営業所とする場合の記載例>

様式④（県外業者用）

### 契約締結営業所及び鹿児島県内の営業所に関する届

「○」をつける。

鹿児島県と契約を締結する営業所

- 本店  
 本店以外の鹿児島県外の営業所  
 鹿児島県内の営業所

以下の【表1】を記載  
 以下の【表1】を記載

記載前に必ず記載要領を御覧ください。

（鹿児島県との契約締結は行わないが、鹿児島県内に営業所がある場合は【表2】も併せて記入）

本店以外の鹿児島県外の営業所情報を記載する。

鹿児島県と契約締結は行わないが、鹿児島県内に営業所がある場合のみ記載する。

04 ~ 05（電算入力票の項番）

【表1】 鹿児島県との契約締結営業所

(1) 名称	(株)桜島コンサルタント 九州支店
(2) 代表者名	筑紫 次郎
(3) 電話番号	092 - 441 - 2852
(4) 郵便番号	812 - 0012
(5) 所在地	
① 都道府県名	福岡県
② 区(市)郡・町村名	福岡市 博多区
③ 下位住所(②以外)	博多駅中央街8-20第二博多相互ビル501号

06 ~ 07（電算入力票の項番）

【表2】 鹿児島県内の営業所

(1) 名称	(株)桜島コンサルタント 鹿児島営業所
(2) 代表者名	鹿児島 太郎
(3) 電話番号	099 - 223 - 0161
(4) 郵便番号	892 - 8520
(5) 所在地	
① 都道府県名	鹿児島県
② 区(市)郡・町村名	鹿児島市
③ 下位住所(②以外)	小川町3-56

#### 記載要領

- 鹿児島県と契約を締結する営業所  
該当する欄の  にいずれか1つ○印を付けて下さい。
- 【表1】 鹿児島県との契約締結営業所
  - 鹿児島県との契約締結営業所について記載してください。  
(本店で契約締結する場合は、記載不要です。)
  - 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表1に鹿児島県内の営業所の状況を記載してください。  
(〔注意〕この場合は、「【表2】 鹿児島県内の営業所」には記載しないでください。)
- 【表2】 鹿児島県内の営業所
  - 鹿児島県内の営業所について記載してください。
  - 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表2には記載しないで下さい。  
(この場合の鹿児島県内の営業所は、「【表1】 鹿児島県との契約締結営業所」に記載してください。)
  - 本店を契約締結営業所とした場合でも、鹿児島県内に営業所を有している場合は記載してください。



## ＜③鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合の記載例＞

様式④（県外業者用）

### 契約締結営業所及び鹿児島県内の営業所に関する届

記載前に必ず記載要領を御覧ください。

「○」をつける。

鹿児島県と契約を締結する営業所

- 本店
- 本店以外の鹿児島県外の営業所
- 鹿児島県内の営業所

→ 以下の【表1】を記載  
→ 以下の【表1】を記載

〔 鹿児島県との契約締結は行わないが、鹿児島県内に営業所がある場合は【表2】も併せて記入 〕

鹿児島県内の営業所情報を記載する。

04 ～ 05 （電算入力票の項番）

【表1】 鹿児島県との契約締結営業所

(1) 名 称	(株)桜島コンサルタント 鹿児島営業所
(2) 代 表 者 名	鹿児島 太郎
(3) 電 話 番 号	099 - 223 - 0161
(4) 郵 便 番 号	892 - 8520
(5) 所 在 地	
① 都 道 府 県 名	鹿児島県
② 区(市)郡・町村名	鹿児島市
③ 下位住所(②以外)	小川町3-56

06 ～ 07 （電算入力票の項番）

【表2】 鹿児島県内の営業所

(1) 名 称	
(2) 代 表 者 名	
(3) 電 話 番 号	- -
(4) 郵 便 番 号	記載しない。
(5) 所 在 地	
① 都 道 府 県 名	
② 区(市)郡・町村名	
③ 下位住所(②以外)	

#### 記載要領

- 1 鹿児島県と契約を締結する営業所  
該当する欄の [ ] にいずれか1つ○印を付けて下さい。
- 2 【表1】 鹿児島県との契約締結営業所  
(1) 鹿児島県との契約締結営業所について記載してください。  
(本店で契約締結する場合は、記載不要です。)  
(2) 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表1に鹿児島県内の営業所の状況を記載してください。  
(〔注意〕この場合は、「【表2】 鹿児島県内の営業所」には記載しないでください。)
- 3 【表2】 鹿児島県内の営業所  
(1) 鹿児島県内の営業所について記載してください。  
(2) 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表2には記載しないで下さい。  
(この場合の鹿児島県内の営業所は、「【表1】 鹿児島県との契約締結営業所」に記載してください。)  
(3) 本店を契約締結営業所とした場合でも、鹿児島県内に営業所を有している場合は記載してください。

本店以外の営業所を契約締結営業所とする場合は、必ず作成してください。  
(本店を契約締結営業所とする場合で、内部の責任者等に委任する場合も必要)

様式⑤ (県外業者用)

## 委任状

令和 5 年 11 月 7 日

必ず記入する。

鹿児島県知事 殿

住 所 大阪市北区梅田 1-3-1-900 大阪駅前第一ビル 9 階 11 号

商号又は名称 (株)桜島コンサルタント

代表者氏名 桜島 大介

私は、下記の者に、鹿児島県が令和 6 年 4 月 1 日以降に発注する測量・建設コンサルタント等業務に関する次の権限を委任します。  
なお、本委任を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約します。

記

(受任者) 住 所 福岡県福岡市博多区博多駅中央街 8-20 第二博多相互ビル 501 号

商号又は名称 (株)桜島コンサルタント 九州支店

代表者氏名 筑紫 次郎

押印不要。

### 委任事項

- 1 見積り及び入札について
- 2 契約の締結及び履行について
- 3 保証金又は保証物の納付、還付、請求及び領収について
- 4 契約代金(前払金を含む。)の請求及び受領について
- 5 復代理人の選任について
- 6 特定共同企業体を結成し、協定を締結する件



## <①本店を契約締結営業所とする場合の記載例>

様式③

電算入力票〔測〕

株式会社等の法人の種類を表す文字については、次の略号を用いる。

株式会社 → (K)      特例有限会社 → (Y)      合名会社 → (M)  
 合資会社 → (G)      合同会社 → (O)      協同組合 → (D)  
 協業組合 → (A)      企業組合 → (H)      有限責任事業組合 → (L)  
 経常共同企業体 → (J)      特例財団法人 → (Z)  
 特例社団法人 → (S)      一般財団法人 → (P)  
 一般社団法人 → (U)      公益財団法人 → (W)  
 公益社団法人 → (V)

項番

県内県外区分

商号・名称の前に「(株)」等がある場合はこのマスに記入する。

3  
2

(1. 県内2. 県外) (1. 修正, 2. 削除, 空白初稿)

3 10 20 30  
サクラシマコンサルタント

商号・名称の後ろに「(株)」等がある場合はこのマスに記入する。

本店の  
商号名称

31 32 40 50  
K ■ 桜島コンサルタント

フリガナはカタカナで記入し、濁点及び半濁点は1文字として記入する。

代表者名

101 104  
桜島 大介

市外局番、市内局番及び番号は、「- (ハイフン)」で区切る。

郵便番号

姓と名の間は1マス空ける。

108 番号 0 6 - 6 3 4 1 - 5 6 1 8

1

都道府県のコード  
0 3

3 5 7 15  
2 7

区(市)郡町村 大阪市 北区

・都道府県名は記入しない。  
・東京23区の場合は、区名から記入する。  
・市と区、郡と町村の間には空白を置く。

〔下位住所〕

29 39 49 59 64  
梅田 1 - 3 - 1 - 9 0 0 - 9 F - 1 1

(左詰めとし途中で空白を置かない)

1

契約締結事務所  
(県外業者用)  
0 4

3 15 32

丁目・番地・号は「- (ハイフン)」で記入する。

代表者名

33

郵便番号

57 60 64 76

本店を契約締結営業所とする場合は記載しない。

1

都道府県のコード  
(県外業者用)  
0 5

3 5 7 15 25

区(市)郡町村

(市と区、郡と町村の間には空白を置く)

〔下位住所〕

29 39 49 59 64

(左詰めとし途中で空白を置かない)

1

鹿児島営業所  
(県外業者用)  
0 6

3 15 32

鹿児島営業所

鹿児島県と契約締結は行わないが、県内に営業所がある場合にのみに記載する。  
(様式④【表2】に記載した情報。)

代表者名

33 45 56  
鹿児島 太郎

郵便番号

57 60 64 76  
8 9 2 - 8 5 2 0      電話番号 0 9 9 - 2 2 3 - 0 1 6 1

1

都道府県のコード  
(県外業者用)  
0 7

3 5 7 15 25

区(市)郡町村 鹿児島市

(郡と町村の間には空白を置く)

〔下位住所〕

29 39 49 59 64  
小川町 3 - 5 6

(左詰めとし途中で空白を置かない)

## ＜②本店以外の県外営業所を契約締結営業所とする場合の記載例＞

株式会社等の法人の種類を表す文字については、次の略号を用いる。

株式会社 → (K)	特例有限会社 → (Y)	合名会社 → (M)
合資会社 → (G)	合同会社 → (O)	協同組合 → (D)
協業組合 → (A)	企業組合 → (H)	有限責任事業組合 → (L)
経常共同企業体 → (J)	特例財団法人 → (Z)	
特例社団法人 → (S)	一般財団法人 → (P)	
一般社団法人 → (U)	公益財団法人 → (W)	
公益社団法人 → (V)		

様式③ 電算入力票〔測〕

項番 3 県内県外区分 2 (1. 県内2. 県外)

商号・名称の前に「(株)」等がある場合はこのマスに記入する。

31 32 40 50 60 70 76 商号・名称の後ろに「(株)」等がある場合はこのマスに記入する。

本店の商号名称 K ■ 桜島コンサルタンツ ■

フリガナはカタカナで記入し、濁点及び半濁点は1文字として記入する。

代表者名 桜島 大介

郵便番号 101 104 108 市外局番, 市内局番及び番号は、「- (ハイフン)」で区切る。

姓と名の間は1マス空ける。 番号 0 6 - 6 3 4 1 - 5 6 1 8

1 都道府県のコード 0 3 3 5 7 15 25 都道府県名は記入しない。  
東京23区の場合は、区名から記入する。  
市と区、郡と町村の間には空白を置く。

2 7 区(市)郡町村 大阪市 北区

[下位住所] 29 39 49 59 64 梅田 1 - 3 - 1 - 9 0 0 - 9 F - 1 1 (左詰めとし途中で空白を置かない)  
丁目・番地・号は「- (ハイフン)」で記入する。

1 0 4 契約締結事務所 (県外業者用) 九州支店 ※ 項番04, 07は県外業者用

代表者名 筑紫 次郎

郵便番号 8 1 2 - 0 0 1 2 電話番号 0 9 2 - 4 4 1 - 2 8 5 2

1 0 5 都道府県のコード (県外業者用) 4 0 3 5 7 15 25 市と区、郡と町村の間には空白を置く。

4 0 区(市)郡町村 福岡市 博多区

[下位住所] 29 39 49 59 64 博多駅中央街 8 - 2 0 - 5 0 1 (左詰めとし途中で空白を置かない)

1 0 6 鹿児島営業所 (県外業者用) 鹿児島営業所

代表者名 鹿児島 太郎

郵便番号 8 9 2 - 8 5 2 0 電話番号 0 9 9 - 2 2 3 - 0 1 6 1

鹿児島県と契約締結は行わないが、県内に営業所がある場合にのみに記載する。  
(様式④【表2】に記載した情報。)

1 0 7 都道府県のコード (県外業者用) 4 6 3 5 7 15 25 郡と町村の間には空白を置く。

4 6 区(市)郡町村 鹿児島市

[下位住所] 29 39 49 59 64 小川町 3 - 5 6 (左詰めとし途中で空白を置かない)



「08」～「12」について、実績があり申請を希望する場合は、申請書「様式②測量等実績調書」を作成すること。

元号（4. 平成, 5. 令和）

0	8	入札参加を申請する場合に「◎」を記載	直前2か年間の年間平均実績高	登録年月日（登録規程）
1		◎ 業種：地質調査業務	25,000 千円	5 5 年 6 月 1 日

様式①の2頁の項番8～12の⑤から転記

元号（4. 平成, 5. 令和）

0	9	入札参加を申請する場合に「◎」を記載	直前2か年間の年間平均実績高	登録年月日（測量法）
1		◎ 業種：測量	32,500 千円	5 4 年 10 月 10 日

平成は4, 令和は5を記入

入札参加を申請する業種細目	01 測量一般	02 地図調整	03 航空測量
実績業種に「◎」	◎		
希望業種に「○」		○	○

・受注実績のあり、申請を希望する業種は上段に「◎」を記入する。

・受注実績はないが、業務体制が整っている等の理由で申請を希望する場合は下段に「○」を記入する。

※ 同一業種細目について、上段、下段両方に◎, ○を記入しない。

1	0	入札参加を申請する場合に「◎」を記載	業種：建築関係建設コンサルタント業務	十 円	年 月 日
1					

入札参加を申請する業種細目	01 建築一般	02 意匠	03 構造	04 航空	05 給排水衛生	06 電気	07 建築積算	08 機械積算	09 電気積算	10 調査
実績業種に「◎」										
希望業種に「○」										

元号（4. 平成, 5. 令和）

1	1	入札参加を申請する場合に「◎」を記載	直前2か年間の年間平均実績高	登録年月日（不動産鑑定法又は登録規程）
1		業種：補償関係コンサルタント業務	千円	年 月 日

国の登録規程への登録状況	01 土地調査	02 土地評価	03 物件	04 機械工作物	05 営業補償	06 事業損失	07 補償関連	08 総合補償
登録部門に「◎」								

不動産鑑定登録と補償コンサルタントの両方の登録がある場合は、不動産鑑定登録についてのみ記入すること。

入札参加を申請する業種細目	01 土地調査	02 土地評価	03 物件	04 機械工作物	05 営業補償	06 事業損失	07 補償関連	08 総合補償	09 不動産鑑定	10 登記手続等
実績業種に「◎」										
希望業種に「○」										

1 2		入札参加を申請する場合に「◎」を記載	直前2か年間の年間平均実績高	登録年月日（登録規程）	
		◎ 業種： 土木関係建設コンサルタント業務	275,000 千円	5	2 年 9 月 28 日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
国の登録規程への登録状況		01 河川砂防海	02 港湾・空港	03 電力土木	04 道路	05 鉄道	06 上水道・工業用水	07 下水道	08 農林土木	09 森林園	10 造	11 都市計画・地方計画	12 地質	13 土質・基礎	14 鋼構造コンクリート	15 トンネル	16 土工計画・土工設備標準	17 建設環境	18 機械	19 水産土木	20 電気電子	21 廃棄物
登録部門に「◎」				◎	◎	◎							◎	◎								

・受注実績のあり、申請を希望する業種は上段に「◎」を記入する。  
 ・受注実績はないが、業務体制が整っている等の理由で申請を希望する場合は下段に「○」を記入する。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
入札参加する目的		01 河川砂防海	02 港湾・空港	03 電力土木	04 道路	05 鉄道	06 上水道・工業用水	07 下水道	08 農林土木	09 森林園	10 造	11 都市計画・地方計画	12 地質	13 土質・基礎	14 鋼構造コンクリート	15 トンネル	16 土工計画・土工設備標準	17 建設環境	18 機械	19 水産土木	20 電気電子	21 廃棄物	22 交通量調査	23 環境調査	24 経済調査	25 水質等分析	26 宅地造成	27 電算関係	28 計算業務	29 資料等整理	30 施工管理
実績業種に「◎」						◎	◎						◎								◎										
希望業種に「○」		○	○	○	○				○	○			○	○						○	○										

1 3 技術職員及び事務職員の数

様式①の3頁の項番13～14から転記する。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23			
人数		01 一級建築士	02 二級建築士	03 一級施工管理技士	04 二級施工管理技士	05 測量士	06 環境計量士	07 不鑑定産士	08 土地調査士	09 技術士	10 第一種電気技術者	11 主任技術者	12 主任技師	13 R C C M	14 一級建築士	15 地工すべり防止士	16 地質管理士	17 地質調査士	18 補償業務士	19 公経共用地者	20 コンクリート	21 構造診断士	22 土木学会認定者	23 農技術管理士	
人数		2	3	10	4	8		1	1	21				8	2	1								1	

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
人数		24 烟地かんがい士	25 土専門技術改良者	26 土業地改良補償者	27 建築基準適合者	28 建築積算士	29 建築設備士	30 一級工電管理工技士	31 二級工電管理工技士	32 一級工管理工技士	33 二級工管理工技士	34 構一級建築設計士	35 設一級建築設計士	36 農機能総合施設士	01 ↓ 36 の計	37 左記以外の者	38 事務職員	合計						
人数					1	1	1	1		1				67	5	7	79							

様式①の3頁の項番15から転記する。

1 5 技術士及びR C C Mの内訳

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計	
1. 技術士		01 河川岸砂防洋	02 港湾・空港	03 電力土木	04 道路	05 上工業用水	06 下水	07 農林土木	08 森林園	09 造	10 都市計画	11 地質	12 土質・基礎	13 鋼コンクリート	14 トンネル	15 施工設備積算	16 建設環境	17 機械	18 水産土木	19 電気電子	20 総合技術監理
2. R C C M					4	7	6										1		3		21
					2	3	2										1				8

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1 6		自己資本額（純資産額）		123,456 千円		営業年数		30 年		常勤職員数		60 人（実数）							

様式①の2頁の項番16からそれぞれ転記する。

# 個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書

必ず記入する。

令和 5 年 11 月 7 日

チェック欄 該当する項目のいずれかに  
 (チェック)する。

住所 大阪市北区梅田1-3-1-900-9F-11  
 商号又は名称 (株)桜島コンサルタント  
 代表者氏名 代表取締役 桜島 大介

チェック欄 (該当する項目のいずれかにチェックを入れてください。)

## 1 <領収証書の写しを貼付>

押印不要。

- 当事業所は、現在、鹿児島県 \_\_\_\_\_ 市 (町・村) の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納入しています。  
 → 直近の領収証書の写しを貼付してください。

鹿児島県内の複数の市町村に営業所がある場合は、従業員数の一番多い事務所所在地の市町村の領収証書の写しを貼り付ける。

## 2 <県外事業所で鹿児島県内に事業所がなく居住する従業員等もない場合>

- 当事業所は、鹿児島県内に事業所 (支店、営業所等を含む。) がなく、かつ、鹿児島県内に居住する従業員がいません。

注) 以下のチェック項目に該当する場合は、鹿児島県内の事業所の所在地の市町村で確認を受けてください。

3	<特別徴収の実施確認>  当事業所は、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。	市 町 村	鹿児島県内の複数の市町村に営業所がある場合は、従業員数の一番多い事務所所在地の市町村の住民税担当窓口で確認を受ける。
4	<特別徴収義務が無い場合>  当事業所は、個人住民税について特別徴収義務の無い事業所です。	村 確 認 印	
5	<特別徴収義務があるが実施していない場合>  当事業所は、令和 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。 つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社 (者) あてに送付してください。	市 町 村 確 認 印	



受付番号

記入不要

鹿児島県の様式を使用

別記様式（第6条関係）

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項に規定する審査のため、下記の事項について、鹿児島県知事が鹿児島県警察本部長に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22条）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者
  - 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等ではありません。

必ず記入する。

令和 5 年 11 月 7 日

鹿児島県知事 殿

押印不要。

「会社名」のふりがなを付してください。

住 所 大阪市北区梅田1-3-1-900-9F-11  
(ふりがな)  
氏 名 (株)桜島さくらじまコンサルタント  
代表取締役 桜島 大介

〔 法人その他の団体にあつては、  
本店の所在地、名称及び代表  
者の氏名 〕

注1 自己及び自社の役員等の名簿（別紙）を添付してください。

注2 「法人等」とは、要綱第2条第4号のとおりです。

注3 「役員等」とは、要綱第2条第6号のとおりです。

受付番号

記入不要

(別紙)

自己及び自社の役員等の名簿

氏名又は名称		(株)桜島コンサルタント		
住所又は主たる事務所の所在地		大阪府大阪市北区梅田1-3-1-900-9F-11		
役職名	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	住所
代表取締役	(さくらじま だいすけ) 桜島 大 介	男	S25. 1. 1	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44
取締役	(さくらじま はなこ) 桜島 花 子	女	S25. 1. 1	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44
営業所長	(ちくし じろう) 筑紫 次 郎	男	S53. 12. 1	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
営業所長	(かごしま たろう) 鹿児島 太 郎	男	S30. 12. 12	鹿児島市山下町14-50
株主	(いぶすきたかもり) 指宿 隆 盛	男	S33. 12. 4	大阪府大阪市中央区大手前1-5-40
	( )			
	( )			鹿児島県外居住者は、都道府県名から記入する。
<p>報告すべき対象者は、以下に該当する者です。(監査役又はこれに準ずる者を除く。)</p> <p>ア 法人にあっては、役員(非常勤の者を含む。)、支配人、営業所等(営業所、事業所その他これらに準ずるものをいう。)を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者</p> <p>*「総株主の議決権の5/100以上を有する株主(個人に限る。)*若しくは出資の総額の5/100以上に相当する出資をしている者(個人に限る。)*も記入すること。</p> <p>イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者</p> <p>ウ 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者</p> <p><b>エ 県外業者は、鹿児島県との契約締結営業所の営業所長を必ず記入すること。</b></p>				

- 注1 代表者も含めて作成してください。
- 2 県外業者は契約締結営業所長も含む。
- 3 監査役は記入不要。
- 4 記入欄が不足する場合は適宜追加してください。
- 5 この名簿に記載されている個人情報については、要綱第3条第2項に規定する審査に必要な範囲内で、他の行政庁に情報提供することになりますので、各人の同意を得た上で記載してください。